

訪問看護サービスのご案内（重要事項説明書）

1. 事業所の名称等

- ・事業所名称 山鹿中央訪問看護ステーション
- ・所在地 熊本県山鹿市山鹿1554番地
- ・電話番号 0968-44-1313
- ・FAX番号 0968-41-6263
- ・代表者 医療法人 春水会 理事長 原暁生
- ・介護保険指定番号 4360890026
- ・訪問看護ステーションコード 08・9002・6

2. 事業の目的

利用者一人ひとりが、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、主治医の指示に基づき、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す事を目的とします。

3. 事業の運営方針

一人ひとりの人格を尊重しながら、質の良い看護を提供し、家庭や地域との結びつきを重視した運営を目指します。

4. 職員の体制

職種	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1	0	職員の指導監督・事業の総括を行う
看護師	1	1	訪問看護業務を行う

5. 営業日及び営業時間

営業日 : 月曜日～土曜日 (ただし、祝祭日と12月30日から1月3日までを除く。)

営業時間 : 月曜日～金曜日 8:10～17:00 土曜日 8:10～12:30

※ 電話等により、24時間連絡が可能な状態です。

6. 通常のサービス提供地域

山鹿市・和水町

7. 提供方法

介護保険・医療保険のどちらでも対応します。

主治医の交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画書を作成し、訪問看護を実施します。

8. サービス内容

- | | |
|-------------------------------------|-----------------|
| 1) 病状観察 | 2) 日常生活の看護 |
| 3) リハビリテーションの看護 | 4) 医師の指示による医療措置 |
| 5) ターミナルケア | 6) 認知症患者の看護 |
| 7) 療養生活・介護方法・社会資源の活用などの指導・家族の健康管理など | |

9. 緊急時の対応

訪問看護の提供を行っている時に利用者の病状に急変等が生じた場合には、必要に応じ、臨時応急処置の手当てを行い、速やかに主治医へ連絡を行い、指示を求める等必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

1 1. 利用料

(介護保険)

【利用料金の概要】		
所要時間		1回あたりの単位
介護	30分未満	471単位
	30分以上1時間未満	823単位
	1時間以上1時間30分未満	1,128単位
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6単位
予防	30分未満	451単位
	30分以上1時間未満	794単位
	1時間以上1時間30分未満	1,090単位
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6単位
【時間外の料金】		
夜間(夕方6時から夜10時まで)	上記料金表の金額の25%増	
早朝(朝6時から朝8時まで)	上記料金表の金額の25%増	
深夜(夜10時から翌朝6時まで)	上記料金表の金額の50%増	
【病状によっては下記の単位が加算されます】		
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500単位
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250単位
複数の看護師等が訪問看護実施の場合	30分未満	254単位
	30分以上	402単位
1時間30分以上の場合	1回につき	300単位
ターミナルケア加算	死亡月	2,500単位
退院時共同指導加算	1回につき	600単位
長時間訪問看護加算	1週につき	300単位
初回加算(Ⅰ)	1月につき	350単位
初回加算(Ⅱ)	1月につき	300単位
【利用者のご希望により契約された場合には、下記の単位が加算されます】		
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	1月につき	574単位

(医療保険)

訪問看護利用料は、一部負担金の割合により変わります。

《基本料金》

	(1割)	(2割)	(3割)
◆ 1回目	1,974 円	3,948 円	5,922 円
◆ 2回目以降	855 円	1,710 円	2,565 円

1 日 目	基本療養費 (I) 週3まで	555	2 日 目 以 降	基本療養費 (I) 週3まで	555	
	管理療養費 初日	767			管理療養費 I (2日以降)	300
	24時間対応体制加算 (ロ)	652				

《その他加算》……対象者のみ

	(1割)	(2割)	(3割)	
◆ 特別管理加算難	500 円	1,000 円	1,500 円	(1回/月)
◆ 特別管理加算	250 円	500 円	750 円	(1回/月)
◆ 難病等複数回訪問看護加算	450 円	900 円	1,350 円	(2回訪問)
◆ //	800 円	1,600 円	2,400 円	(3回以上訪問)
◆ 長時間訪問看護加算 (90分以上)	520 円	1,040 円	1,560 円	(週1回まで)
◆ 複数名訪問看護加算 (週1回目)	450 円	900 円	1,350 円	
◆ 複数名訪問看護加算 (週2回目以降)	300 円	600 円	900 円	
◆ 夜間・早朝訪問看護加算	210 円	420 円	630 円	
◆ 深夜訪問看護加算	420 円	840 円	1,260 円	
◆ 退院時共同指導加算	800 円	1,600 円	2,400 円	
◆ 特別管理指導加算	200 円	400 円	600 円	
◆ 退院支援指導加算	600 円	1,200 円	1,800 円	(退院日)
◆ 訪問看護医療DX情報活用加算	5 円	10 円	15 円	
◆ 訪問看護ベースアップ評価料 (I)	78 円	156 円	234 円	
◆ 訪問看護ターミナルケア療養費	2,500 円	5,000 円	7,500 円	
◆ 情報提供療養費1	150 円	300 円	450 円	
◆ 訪問看護基本療養費 (III)	850 円	1,700 円	2,550 円	(外泊中)

◎その他の料金 (自費分、医療保険のみ)

◆ 祝日加算 (営業日・営業時間以外の訪問) 1回につき	1,000 円
------------------------------	---------

1 2. 苦情処理の体制

提供された訪問看護サービスに不満がある場合、いつでも苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。
なお当事業所の苦情申立窓口は下記の通りです。

担当者	訪問看護ステーション管理者		
電話	(0968) 44-1313	FAX	(0968) 41-6263

※当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体に苦情を伝えることができます。

【利用者苦情相談窓口】	熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
〒862-0911	熊本県熊本市健軍1丁目18番地7号
TEL: 096-214-1101	FAX: 096-214-1105

※苦情処理を行うための処理手順は以下の通りです。

- 1) 管理者（不在時は担当訪問看護師）は、本人または家族からの苦情の内容を把握し、必要があれば訪問し、面接を行います。
- 2) 苦情のある場合は、書面により申し立てを行う為、本人又は家族により文書を作成します。ただし、文書を作成できない場合は、管理者（不在時は担当訪問看護師）が代筆して本人又は家族の確認を得ます。
- 4) 管理者（不在時は担当訪問看護師）は苦情内容に応じ、スタッフ間で会議を開き、その結果に基づいた対応を行います。また苦情を受付けた翌日までに具体的な方針を定め、管理者（不在時は担当訪問看護師）が本人又は家族に説明し了解を得ます。

1 3. 秘密保持と個人情報の保護

- 1) 正当な理由なく、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密をもらさしません。
- 2) 事業所の従業員が退職後、在職中に知りえた利用者又はその家族の秘密をもらさないよう、必要な措置を講じます。
- 3) 訪問看護ステーションは、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

令和6年6月1日